

## 【学校給食について】

### （一問目）

学校給食について伺います。来年度からの中学校での全員給食実施に伴い、家庭弁当では可能であった食事量の調節やアレルギーへの対応について、どのように対応されるおつもりなのか、教えてください。

#### <答弁>

次年度からの全員給食では、主食と副食4～5品を提供する予定です。その内、主食と副食の1品は食缶から生徒が配膳することとしています。食事量の調節については、食缶から配食する主食と副食において、調整が可能となります。食物アレルギーへの対応については、現在の小学校と同様に卵除去食、えび、かに等、特定原材料を使用しない対応を行いたいと考えています。

### （二問目）

小学校は全員給食ですが、これまでの食べ残しの推移を考えると、食べ物を大事にし、食料の生産などに関わる人へ感謝する心を育むといった食育があまり進んでいないように感じますが、見解をお聞かせ下さい。中学校給食が全員給食になれば、具体的にどのように食育が推進され、食べ残しは減ると考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。そもそも、食育の充実度合いや推進度合いは、どのようにして事業効果を図るのでしょうか、具体的にどのような指標で評価されるのか、あわせて教えてください。

#### <答弁>

学校給食での食べ残しと食育の関係ですが、食べ物を大事にすることや生産者への感謝の気持ちを育むことは、児童生徒が今後の人生を歩んでいく中でも大切なことであり、引き続き取り組む必要があると考えています。食べ残しの要因は、食事量は個人差があることをはじめ、当日の体調、ストレス、量や給食時間の問題、好き嫌い、見かけの色合いや食材など、様々な理由により、生じていると考えています。一方で、完食を求めるような指導は適切ではありません。学校での取り組みだけで食べ残しが改善されるものではなく、家庭の協力も必要であると考えています。中学校においては、全員が同じ献立で同じ食材を食べることで、共通の話題となることや、献立に関わる栄養指導ができることで、各教科単独で行っていた食に関する指導を給食と関連付けて行うなど、教育活動全体で、食育について取り組むことができると考えております。全員給食の実施により、一定程度の食べ残しは生まれますが、食べ残しの減少に向け、学校、保護者等とも連携し、取り組んでまいります。食育の推進状況については、端的に指標評価することは難しいと考えていますが、例えば、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の項目にある「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」を、教育行政方針において指標として設定し、その割合の増加を目指して取り組みを進めています。

### (三問目)

「学校での取り組みだけで食べ残しが改善されるものではなく、家庭の協力も必要であると考えている」、「食べ残しの減少に向け、学校、保護者等とも連携し、取り組んでいく」とのことでした。私も同感です。そうであれば、中学校での全員給食開始を機に、小中学校での食べ残し量の削減目標や目標年次を教育行政方針等で具体的に示した上で、学校、保護者等と連携して取り組んで頂きたいと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、日々、子どもたちがどれだけ給食を食べたか、学校と家庭が情報共有できるシステムや技術の導入や活用を積極的に行って頂きたいと思いますが、デジタルガバメントを標榜する本市として、前向きな答弁を求めます。

#### <答弁>

先程、答弁しましたように、食べ残しには様々な理由があり、目標設定することは考えておりませんが、少しでも残菜を減らすことが出来るよう、また、栄養教職員の献立作成に生かせるよう、引き続き計量と分析を行い、食べ残し削減に向けて、取り組みを進めて参ります。普段の学校生活や給食の様子については、家庭での会話の中でお聞き頂くことが自然と考えます。学校と家庭の情報共有できるようなシステムについては、保護者や学校のご意見を伺うとともに、他市事例等の情報収集に努めてまいります。

### (四問目)

平成30年度に実施したアンケート調査結果では、全員給食がよいと回答した保護者の割合が大きく増加しています。」とのことですが、実際に給食を食べる生徒の意見については、どうなのでしょう。全員給食が良いとの回答が増えてきているのか、教えてください。

#### <答弁>

中学校給食の全員喫食については、学校給食法にある適切な栄養の摂取による生徒の心身の健全な発達、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を行うこと等を目標に、保護者の意見や要望も受け止めた上で、実施するものでございます。先程、申しあげた要因により、一定の食べ残しが生じることは、やむを得ないと考えており、直ちに食べ残しを減らすことや、いつまでに減らすということをお示しすることは困難です。生徒をはじめ、学校関係者や保護者等のご意見も伺いながら、食べ残しについて、引き続き、取り組みたいと考えています。平成30年度に実施したアンケートにおける生徒の意見は、選択制が良いとの回答は72%、全員給食が良いは5%、どちらでも良いは23%で、全員給食が良いとする生徒の意見は減少しています。

### (五問目)

全員給食を望む生徒は1割にも満たず、減少傾向にあるとのこと。では、なぜ、

生徒たちは、全員給食を求めているのか分析はされているのでしょうか。子どもたちには不評でも、食べ残しが増えることが分かっている、全員給食を導入し、保護者が喜ばば、それで良いと考えているのでしょうか。教育委員会が考える全員給食導入の意義、目的をお聞かせ下さい。

<答弁>

生徒は自宅からのお弁当に慣れていることをはじめ、食事量や好みの食材が入っていること、コンビニなどで購入するパンやおにぎりについても、自分で好きなものを選べること等が考えられます。

教育委員会と致しましては、保護者の意向だけでなく、全員給食により適切な栄養の摂取による生徒の心身の発達や、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を学ぶこと等をめざし、実施するものでございます。

(六問目)

全員給食を実施する第一義的な目的は、保護者の手間や負担の軽減ではなく、答弁にあったように、適切な栄養の摂取による生徒の心身の発達にあります。保護者からは、「いつまで弁当作らなあかんの?」といった趣旨のお声をしばしば頂きますが、ぜひ、保護者の方々には、教育委員会が考えている全員給食実施の第一義的な目的をしっかりとご理解頂けるように、広報、周知、啓発に努めて頂きたいと思っております。

最後に、中学校給食における食べ残しについては、どのような処理をされる予定なのか、教えて下さい。また、食品ロスの増加や食品廃棄を助長する事業を行うことについて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

残菜の取り扱いについては、1社は畜産の餌等として利用すると伺っていますが、他の2社については焼却処分と聞いています。成長期の子どもたちを栄養面で支えるのが学校給食であり、その必要性を食品ロスの観点だけで議論することは適切ではないと考えています。学校給食を実施する以上、一定の食べ残しが生じることはやむを得ないものですが、学校給食という事業が食品の廃棄を助長しているのご指摘は当たらないと認識しています。一方で、食品ロスの問題は、学校給食に限らず、社会全体で取り組むべき課題であり、子どもたちが食育や環境問題など様々な視点で考え、学ぶことは重要であると認識しています。今後におきましても、学校給食法の趣旨に基づき、安全安心な給食を提供すると共に、引き続き、給食を生きた教材として活用し、各方面の協力を頂きながら、取り組んでまいります。

(七問目)

現在の選択制中学校給食の給食費では未納が発生していませんが、全員給食になれば、小学校給食と同程度、未納が発生すると想定されますが、見解をお聞かせ下さい。現行の

中学校給食同様に未納が発生しない手法やシステム、技術の導入をはじめ、未納を防ぐ方策は、検討されていないのでしょうか。

<答弁>

全員給食となった場合、給食費の支払いの有無にかかわらず、生徒全員に給食を提供するため、未納は発生するものと想定します。

未納者削減の取り組みと致しましては、現在、小学校の学校給食費の口座振替日が給食実施月の翌月の15日となっているものを、小中学校共に一般的な給与支給日である25日以降に設定し、口座振替不能件数の削減を図ることを検討しています。

さらに、口座振替不能となった未納者に対して、従来の金融機関でのみ支払可能な納付書から金融機関のほか、コンビニでも支払いが出来る納付書を発行し、未納者が速やかに給食費を納付できる環境を構築して参ります。

また、引き続き、催促や催告などの地道な取組みを行い未納者削減に努めてまいります。

(意見・要望)

現在、小学校給食では主食・副食合わせて年間約240トンの食べ残しが発生しており、中学校給食を全員給食にした場合、小学校給食の半分強の割合、約120トンから150トンの食べ残しの発生が想定されます。環境部ではフードロス削減を目指して、フードドライブ事業を行っていますが、その削減量は、年間で3トン弱です。教育委員会がやむを得ないと仰る給食の食べ残しの量が如何に多いか、もっと問題意識を持って頂きたいと思えます。

私は、中学校給食の全員給食を否定している訳では決してありません。ただただ、給食における食べ残し、食品ロスについて、もっと深刻に捉え、効果の出る対策を講じて頂きたいのです。そのためにも、まずは、具体的な食べ残しの削減目標数値や目標年次を明示すべきではないかと思えます。その上で、食べ残しの抑制には、家庭の協力、保護者等との連携が必要と仰るのであれば、子どもたちが日々どれだけ食べているのか、学校と保護者が情報共有できる仕組みやシステムの導入を是非とも、積極的に検討することを強く求めておきます。

ちなみに、大阪市では、令和元年度までに数年かけて中学校給食のデリバリー方式を親子方式と自校調理方式を合わせた学校調理方式に移行されました。これにより食べ残しの削減に繋がっているとのこと。また、給食日より等で単に、食べ残しの重量を示すだけではなく、デジタル媒体を活用し、食べ残しの状況をカラーで伝えることで、より食べ残しに対するイメージがしやすくなる工夫をされている自治体もあります。ぜひ、様々な媒体、技術、システムを駆使し、知恵や工夫を凝らして、また、家庭や保護者にも積極的に問題意識の共有や課題解決に向けての協力を求め、学校給食における食べ残しの削減に努めて頂くことを強く要望しておきます。

## 【ヤングケアラー等への支援について】

### （一問目）

ヤングケアラー等への支援について伺います。国（厚生労働省）は、ヤングケアラーについて、来年度から3年間かけて集中的に支援しようと、自治体と協力して、家事支援や相談先の確保などを行う事業を実施する方針を決めました。国の令和4年度概算要求等には、ヤングケアラー支援体制強化事業の新設や子育て世帯訪問支援臨時特例事業の創設などが挙げられています。まずは、それらの事業の内容と、ねらいや目的、実施主体、財源の負担割合など詳細を教えてください。

### <答弁>

ご質問の国の事業につきましては、いずれも予算要求の段階であり、国から詳細の通知を受けているものではありませんが、ヤングケアラー支援体制強化事業として、ヤングケアラーの支援体制の構築支援・強化のため、実態調査・研修推進事業と支援体制構築モデル事業が新設される見込みでございます。いずれも実施主体は、都道府県または市町村でございます。

実態調査・研修推進事業につきましては、実態調査または、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対する研修等を実施した場合、国が財政支援を行うもので、補助基準額は合計で約500万円、負担割合は1/2を想定しております。

また、支援体制構築モデル事業につきましては、適切な福祉サービスへとつなぐコーディネーターの配置やヤングケアラー当事者が、同じ仲間として問題解決に向け、支援するピアサポート等の悩み相談を行う支援団体への支援、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有するオンラインサロンの設置運営支援等に対して、国が財政支援を行うもので、補助基準額は合計で約1200万円、負担割合は10/10を想定しております。

次に、子育て世帯訪問支援臨時特例事業につきましては、ヤングケアラーを含む家事・育児等に不安を抱えた要支援家庭や支援の必要性の高い妊産婦の養育等の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、居宅を訪問し、不安や悩みに耳を傾けるとともに、家事育児等の支援を行うもので、実施主体は市町村でございます。1時間当たり1500円の訪問支援費用当の補助基準額に対して、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の補助を想定しております。

### （二問目）

国は、支援が必要であっても表面化しにくいヤングケアラーの支援策を検討するために、国が費用の半分を負担する形で、市区町村単位での実態調査を促そうとしています。市は、これまで、市独自での実態調査には消極的でしたが、国の事業を活用して市として実態調査を行うことについて、見解をお聞かせ下さい。

また、福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する自治体への補助もあるとのことと、積極的に活用を図るべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ヤングケアラーの実態につきましては、現在、教育委員会において、小中学校長を対象とした聞き取り調査を行う準備を進めており、学校が把握しているヤングケアラーの現状や必要と思われる支援などについてのヒアリングを今年度中に行うこととしております。

ヤングケアラーの実態につきましては、国の実態調査の結果や現在、詳細分析中の大阪府立高等学校における実態調査の結果等を踏まえつつ、教育委員会において実施する小中学校長への聞き取り調査の内容や子ども家庭支援事業や学校・福祉等において、個々の事例を整理し共有を図る中で、把握し、必要な支援につなぐと共に、不足している支援・サービスについて、対応を検討して参ります。

また、関係機関の職員に対する研修等につきましては、今年度におきましても、子どもを守る地域ネットワーク会議や地域包括ケアシステム推進総合会議、学校と福祉の連携プロジェクトなどにおいて、周知、課題共有を行いました。今後も、利用可能な財政支援を活用し、関係機関職員等に対して研修等を実施すると共に、子ども自身や地域の大人の気づきにつながるよう、ヤングケアラーに関する認知を高める取組みを進めて参ります。

(三問目)

小中学校長への聞き取り調査は予定されていますが、基本的には、国や府の実態調査の結果を踏まえるとのことですので。それでは、昨年、国が実施した調査結果の中学生が5.7%、およそ17人に1人、全日制の高校生が4.1%、およそ24人に1人に、ほぼ近い割合で本市にもヤングケアラーが存在するという認識でよいのか、市の認識と見解をお聞かせ下さい。また、先月末に公表された大阪府立高校の全日制の生徒に対する調査では、国よりも少し高い数値となっていました。調査結果について、どのように受け止めておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市においても、同程度の割合でヤングケアラーが存在するとの想定をしております。大阪府立高等学校の全日制生徒における調査の結果については、詳細の分析結果がまだ出ていない状況ではありますが、その結果も踏まえつつ、ヤングケアラーの割合、人数の多寡にかかわらず、誰一人取り残すことなく支援することを目指し、相談支援の取組みを強化して参ります。

(四問目)

現在把握されている市内小中学校のヤングケアラーの児童生徒数について、教えてください。

<答弁>

現在、把握しています児童生徒数は、令和2年度(2020年度)末に、豊中市立小中学校に

対して行った聞き取り調査の結果で、ヤングケアラーと思われる在籍児童生徒数の人数は、小学校で18人、中学校で62人の合計80人となっています。

#### (五問目)

本市として、様々な部局や課が関係機関等とも連携し、ヤングケアラーの早期発見、把握、支援に努めておられると思います。あらためて、各部局におけるヤングケアラーの早期発見、把握及び支援までの体制や仕組みを教えてください。

#### <答弁>

早期発見、把握については、学校においては、日頃から教員等が児童生徒の様子を把握するとともに、10日以上欠席があるなど、気になる児童生徒については教育委員会においてもその要因把握を行うほか、保護者や地域、子ども自身も相談できる「こども総合相談窓口」や児童虐待の相談窓口、「若者支援総合相談窓口」、「福祉なんでも相談窓口」などを整備しています。その中で、家族のケアにより子どもの生活に支障が出ていると把握できた場合は、関係機関が連携しながら、本人、ご家族の意向も確認しつつ支援をしていますが、本人の意向を確認しづらい場合であっても子どもを守る地域ネットワーク等を活用し、ご家庭が支援サービスを十分に活用できているかなどを調査し、支援に繋げております。

#### (六問目)

国の実態調査の結果とほぼ同じ割合で本市にもヤングケアラーが存在すると想定すると、実際に市が把握しているヤングケアラーの数はかなり少ないように思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、先程、答弁があった現行の体制や仕組みでは、十分と考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

家族のケアをする子ども全てに支援が必要かどうかという問題はありますが、潜在化していることが想定されるため、今後、家族のケアの価値としんどさの両面を配慮した上で、ヤングケアラーという事象の周知啓発をさらに進め、社会的認知を高めると共に、相談窓口の明示を行うことで、潜在化しているヤングケアラーを早期に具体的な支援に繋げていきたいと考えております。

また、現在、こども施策推進本部連絡会議に専門部会として、ヤングケアラー支援検討部会を設置し、関係部局間の連携を図っておりますが、今後、現在潜在化しているケースも含め、把握し、必要な支援につないでいく中で、相談・支援体制の仕組みの見直しやヤングケアラーに特有の支援策の検討も必要となることが想定されることから、ヤングケアラー支援の取組みを第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画に位置付け、着実に取り組み強化を図ってまいります。

### (七問目)

自治体でのヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進、オンラインサロンの運営等を実施する自治体には、国が全額の財政負担をしてくれるようですが、本市の実施予定や実施する場合の実施手法について、教えてください。

#### <答弁>

実施については、先に申しあげた実態調査の結果を踏まえ、必要な施策について利用可能なものを活用しつつ、例えば、ヤングケアラー特有の悩みなどに対応できる効果的な相談支援体制の構築など、具体的な実施手法を含め、検討を進めて参ります。

### (八問目)

国は、支援対象世帯が多様になる中で、ヤングケアラーを含む支援を要する子育て家庭に対する支援の充実を図る観点から、先に挙げた子育て世帯訪問支援臨時特例事業に加えて、保護者支援臨時特例事業や子どもの居場所支援臨時特例事業も新規事業として創設予定ですが、これらの事業について、事業の内容と、ねらいや目的、実施主体、支援対象者、補助率等について、詳細を教えてください。また、これらの事業は、たとえ、実施主体が市区町村であっても、実際には、民間事業者や NPO 法人等に担ってもらう必要があると思います。担ってくれそうな団体や法人を積極的に探し、本市も国の補助事業を活用すべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

いずれの事業も国からの詳細の通知を受けているものではありませんが、保護者支援臨時特例事業につきましては、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援するため、ペアレントトレーニングを実施すると共に、同じ悩みや不安を抱える保護者同士のつながりの構築を支援するものでございます。

次に、子どもの居場所支援臨時特例事業につきましては、家庭や学校に居場所がない子どもに対して、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行いながら、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へとつなぐ子どもの居場所の運営を支援するものでございます。いずれの事業につきましても、実施主体は市町村で、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の補助を想定しております。

保護者支援につきましては、現在、こども相談課において、大阪府の補助金を活用するなどして、既に3種の保護者支援講座を実施しております。その中でも、ペアレントトレーニングについては、児童発達支援センターでの実施に留まらず、対象者を広く実施していくため、子育て支援センターなどにも拡充していく方向です。

子どもの居場所につきましては、現在、子どもの居場所ネットワーク事業として、公民協働で多様な子どもの居場所づくりを推進しており、既設の財政支援も含め、有効活用しながら、子ども食堂や無料・低額の学習支援の活動に対する継続的かつ安定的な運営のサポート等を充実強化してまいります。



いずれの事業も、多様なニーズに応じていくため、地域団体や NPO 法人等、多様な実施主体との協働による支援体制について、積極的に検討してまいります。

### (九問目)

NPO 法人等に委託して、子どもの養育に不安や悩みを抱えた家庭等に対し、保護者への助言指導やカウンセリングを実施したり、家事・育児に対して不安や負担を抱えている方やヤングケアラー等に対して、不安や悩みを傾聴する相談支援や家事・育児支援をしたり、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対し、居場所の提供や学習や食事の支援を実施することに対しても、国の補助が付くようです。地域団体や NPO 法人等の育成や活動支援にも繋がりますし、多様なニーズに応えるための支援の手法や担い手の数はあればあるほど、救われる方が増えると思いますので、誰一人取り残すことなく支援するという強い気持ちで、既に同様の取り組みも行われてはいるようですが、今回、提示した事業を含めて、国や府の補助金も積極的に活用した施策展開や事業拡大を要望しておきます。

一方、文部科学省の来年度概算要求の中には、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実がありますが、配置体制や配置時間等の拡大や充実が見込まれるのでしょうか。期待される効果とあわせて、教えて下さい。

### <答弁>

ヤングケアラーへの支援につきましては、早期に発見し、状況を把握の上、過度な負担となっている場合は、必要な支援につなぎ、早期解消することが重要であると考えています。このため、現在、スクールカウンセラーを全ての中学校に配置し、中学校区の小学校についても、相談に応じることとしています。また、小学校30校にスクールソーシャルワーカーを配置し、その他の小学校についても教育相談員を派遣して、週1回、6時間の相談体制を原則として、児童生徒や保護者からの相談、教職員への助言・援助等を行っています。期待される効果につきましては、学校において、これらの専門職が、ヤングケアラーを発見した場合は、「不適切なケア」や「過度のケア」となっていないかを聴き取り、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカーへつなぐなどして、福祉的な支援が行われるなどの状況の改善を図ります。また、児童生徒の健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合もあることから、必要に応じて児童相談所への通告を行い、見守り活動や心理的ケアを行うことも効果として考えられます。これからも、状況に応じて配置拡充を検討するなど、学校教育相談体制の充実を図り、ヤングケアラーをはじめとした支援を要する児童生徒の早期発見、多機関との協働、連携による早期支援に努めて参ります。

### (意見・要望)

国は、ヤングケアラー支援において、地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、自治体での実態把握が不十分であること、また、ヤングケアラーに関する

研修等が十分に行われておらず、ヤングケアラーの概念の認知度が低いことを指摘しており、それが来年度予算の概算要求にも反映されていると思います。実態調査をされても良いのではと感じますが、「ヤングケアラーの人数の多寡にかかわらず、誰一人取り残すことなく支援することを目指す」との非常に重要な答弁をされたことを重く受け止めておきます。さらに、「家族のケアの価値としんどさの両面を配慮する必要性」を答弁されました。これは、親の介護や兄弟の面倒を見ることなどが、過度な負担になり、その子の自由や権利を奪ったり、奪われていても本人が気づいてなかったり、諦めるような状況にあれば、迅速かつ適切な支援が必要になる、等一方、子どもが家事や育児に関わること自体は全く悪いことではありませんし、そのことが否定されたり、マイナスなイメージで捉えられることはあってはならないということだと思いますが、この見極めが非常に難しいと思います。だからこそ、学校現場や福祉、介護、医療等の関係機関の職員の方々の気づきの感度を高めるため、さらには、適切に見極める力、判断力を高めるための研修を、国の補助も活用し、積極的に実施、拡大して頂きたいと強く要望しておきます。また、相談支援体制の構築、充実のため、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や、ピアサポートやオンラインサロンの支援についても、必要に応じて積極的に検討頂きたいと要望しておきます。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職は、ヤングケアラーをはじめ、多様化、複雑化、そして潜在化している支援を要する児童生徒、保護者の相談や支援、関係機関へのつなぎ、更には、教職員への助言や援助等、期待される効果や実際の業務範囲は非常に大きく、広く、また、職責も極めて重いものですので、人材育成、配置拡充には継続的に努めて頂くことを要望しておきます。